

策定年月	平成 5年 11月
変更月日	平成 13年 2月
	平成 17年 12月
	平成 22年 3月
	平成 26年 6月
	平成 27年 3月
	令和 2年 4月
	令和 5年 4月

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本方針

令和5年4月

福島県

目 次

基本方針策定の趣旨
見直しの概要
基本方針の期間

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	福島の位置、気候及び農業の現状	1
2	農業構造の変化	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
4	地方別の基本的な方向	6
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	9
1	地方別経営類型	
2	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	18
3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	21
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項	21
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	21
2	農業経営・就農支援センターの運営方針及び体制	22
3	県が主体的に行う取組	23
4	関係機関・団体との連携・役割分担の考え方	23
5	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	25
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	27
第5	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	28
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	28
2	新規就農者等の確保に関する事項	30
3	新規就農者等の育成に関する事項	31
4	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	32

基本方針策定の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとしており、県は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるものと規定されています。

基本方針は、県が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定するものであり、おおむね5年ごとに変更し、その後の10年間を見通して定めるものとなっています。本県では、平成5年11月に「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、同法施行令に基づく、見直しを行っています。

見直しの概要

今回の見直しは、法が改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴うものであり、農業を担う者の確保及び育成等に関する事項及び「農業経営・就農支援センター」の設置に関する事項、地域計画が法定化されたこと（地域計画推進事業の新設）に関する事項を追加しています。なお、法改正による見直しであるため、基本方針の期間の変更はありません。

基本方針の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 福島県の位置、気候及び農業の現状

本県は、東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広大な県土を有しており、県内は中通り、会津及び浜通りの3地方に分けられ、積雪地帯から冬季温暖地域まで変化に富んだ豊かな自然条件のもと、多様な農業経営が展開されている。

このように本県は、気象、地勢等の自然条件や人口、産業構造等の社会経済的条件を異にする多くの特性をもった地域によって構成されており、冬季温暖で日照時間の豊かな浜通り地方にあっては、野菜や花き等の施設型農業を確立し、中通りや会津の広大な農用地を有する盆地や平坦地域にあっては、土地利用型作物を中心に野菜や花き等を配した複合型農業を展開して、適地適作による主産地形成と地域農業の複合化を一体的に推進し、収益性の高い農業経営を確立している。また、耕地面積の約3割を占める中山間地域においては、冷涼な気候や昼夜の温度較差といった平坦地では得ることのできない貴重な特性を巧みに活用した多様な農業生産を推進するとともに、高付加価値型農業を促進している。

農業生産振興の基礎となる土地基盤については、それぞれの地域、土地条件等に応じた整備を行い、高性能農業機械やスマート農業等の先端技術の導入によって農業生産性の向上を図ることとしている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では津波被害により多くの農用地が被災し、さらに東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）による放射性物質の拡散等で多くの農業者が避難を余儀なくされた。

加えて、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼした。

その後、震災や津波により被災した農用地、農業用施設等の復旧を進め、放射性物質で汚染された農用地の除染や放射性物質の吸収抑制対策等の取組が進み、帰還者や新規参入法人等による営農再開が進んでいる。

また、農産物の緊急時環境放射線モニタリング等の実施やGAP（農業生産工程管理、以下同じ。）の認証取得の推進により、本県農産物の安全性の確認・確保及び産地信頼性の回復に努めているほか風評払拭に向けた県内外及び海外でのPR活動の展開等により本県農産物の販売価格も回復傾向にある。

しかし、いまだに農業者の避難が継続する地域や風評による影響が残されており、営農再開や農産物の風評払拭に向けた継続した取組が必要な状況にある。

2 農業構造の変化

農林業センサスに基づく本県の総農家数、農業の中心的な役割を担っている主業農家数及び準主業農家数、副業的農家数は、減少傾向で推移している。

また、農業就業人口も減少しており、その年齢構成は65歳以上の割合が7割以上を占め、年々高齢化が進行している。

本県農業の中心的な担い手である認定農業者（法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）は、東日本大震災及び原子力災害の発生による営農中止や営農意欲の減退等により、平成 22 年度から減少に転じたが、経営所得安定対策の対象要件の変更に伴い、平成 26 年度に震災前の水準より大幅に増加した。しかし、高齢化等の影響により、令和元年度以降は、減少傾向が続いている。

将来の農業を担う新規就農者の動向は、東日本大震災等の影響により一時的に落ち込んだものの、平成 27 年以降は毎年 200 人以上で推移している。

就農区分別では、農家出身者で他産業に従事した後に就農する「Uターン者」及び農家出身で学校等を卒業後すぐに就農する「新規学卒者」はほぼ横ばいで推移しているのに対し、農業法人等の被雇用者として就農する非農家出身の「新規参入者」が増加傾向にあるなど、就農区分や就農形態に変化がみられる。

経営耕地面積の規模別経営体数について、耕地なしを含めた 5 ha 未満の階層は減少しているが、5 ha 以上の階層は増加傾向にあり、特に 20.0ha～50.0ha の階層の増加が著しい。

一方、中山間地域を中心に、兼業化や高齢化、農業後継者の不在等により遊休農地が増加しており、効率的な農用地の利用の面で障害となるなど問題が顕在化してきている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中で、農業を本県の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要である。そのため、おおむね 10 年後の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その実現に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を関係団体等と連携しながら総合的かつ集中的に実施することとする。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のために必要となる農業を担う者を明確化した上で、本県農業の再生・発展に向けて取り組むものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標

地域における優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,900 時間程度）で、地域のおおむね他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 460 万円以上、1 個別経営体当たり 590 万円（主たる従事者 1 人＋補助従事者 1 人）以上）を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

(2) 新規就農者等の確保・育成の推進目標

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

将来の本県農業を担う意欲と能力を有する優れた新規就農者等の確保に向けた目標は、

令和3年12月策定の「福島県農林水産業振興計画」の目標に基づき、年間340人以上とする。

なお、新規就農者の定義は、年間150日以上農業に従事する青年等（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。そのため、本県のお他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（中山間地域の場合55%）に達していることを目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営体に発展していくことが期待される。このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 担い手育成の考え方

本県農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域の話合いに基づき地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の作成及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心的な経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、個別の担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた農業を担う者を育成する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(4) 目標達成のための推進方向

これら目標を達成するため、以下に取り組むこととする。

ア 認定農業者等の育成

地域における話合いに基づいた地域計画により、担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等先端技術の導入などを推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な継承や法人化を促すとともに新規就農者（雇用就農）の受け皿となる経営体を育成する。

生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の経営の実態や意向に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）の確保・育成

(7) 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行う。

(4) 福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）における幅広い分野での実践研修や農業法人等における雇用形態での研修など、研修制度・内容の充実を図る。

(7) 新規就農者等の定着を図るため、市町村や関係機関・団体等と連携した栽培技術向上支援や経営基盤の確保支援など、地域全体で支援する体制整備を進める。

エ 企業等の農業参入

持続的かつ安定的に発展する本県農業の振興を図るため、農業を担う者として、企業等の農業参入の支援を行う。

オ 集落営農の推進

地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等による、農地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等について、役割の明確化を図ったうえで、地域の合意に基づく持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けた活動への支援を行う。

カ 女性農業者の経営参画促進

本県の農業就業人口の約5割を占める女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

キ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農地集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法を組み合わせる。

また、低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、

加工用米、ホールクroppサイレーヅ用稲（以下「WCS用稲」という。）等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

ク 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化、施設化といった生産基盤の整備について一層の、推進を図る。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。

ケ 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

コ 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術等を生かしつつ、2次・3次産業など地域のお産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

サ 環境と共生する農業の推進

地域の有機性資源の循環利用を基礎としたエコファーマーの育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

シ GAPの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したGAPの認証取得に向けた取組を推進する。

ス 避難指示解除区域等の営農再開支援

避難指示が解除された地域等の営農再開に向けては、農業者が納得した上で安心して営農を再開することが重要であることから、地域の実情を踏まえた営農再開の取組を促進し、地域農業の再生を進める。

4 地方別の基本的な方向

(1) 県北地方

福島市や伊達市の一部市街地近郊地帯は、果樹、野菜、花き等を主体とした多品目生産かつ資本集約的な都市型農業の確立を、また、平坦部では、低コストで効率的な水田農業の確立と果樹、野菜等の園芸作物及び畜産を基幹とした生産性の高い複合経営の確立を目指す。特に、先進的な産地として既に定着しているもも、りんご等の果樹は、新植・改植と併せた品種構成の改善、経営面積の拡大による果樹経営の体質強化を図るとともに、あんぼ柿産地の復興に向けた取組を進め、全国に誇れる果樹産地づくりを進める。

阿武隈高地を中心とした中山間地域については、豊かな草地資源等の有利な立地条件を生かした畜産、冷涼な気象条件等の地域特性を生かした野菜、花き等の振興を図る。

地域農業の担い手については、新規就農者を確保し地域への定着と経営の確立につなげながら認定農業者の確保・育成を図るとともに、GAPの認証取得による経営の高度化を支援し、引き続き地域の実情に応じた集落営農の推進による地域計画の作成の推進・支援と並行して農地中間管理事業等を積極的に活用することにより、担い手への農用地の利用集積を促進する。

営農再開が進んできた地域では、遊休農地の発生防止と農用地の有効利用のため、担い手を中心とする集落営農組織の育成や農用地利用の仕組み作り等を進め、より効率的な営農体制の構築を支援する。

(2) 県中地方

市町村と連携したサポート体制を構築することで認定農業者・認定新規就農者等の担い手の確保・育成を図る。併せて、地域計画の作成を推進・支援しながら、農地中間管理事業等を積極的に活用し、担い手への農用地の利用集積を促進する。

また、効率的で安定した農業経営を実現するため、水田のフル活用や収益性の高い作物の導入等を推進する。

具体的には、阿武隈川を中心とする平坦地域は、担い手を核とした売れる米づくりや低コストで効率的な水田農業の確立を図る。また、きゅうりを始めとした野菜、果樹、花き等の施設化やスマート農業の導入により生産性の向上を図り、収益性の高い経営の確立を目指す。

阿武隈高地並びに西部山間地域等については、集落営農等による担い手への農用地の利用集積を始め、畜産の効率的な飼養管理技術等の導入、夏季冷涼な気候を利用した野菜や花き等を中心とした複合経営を推進する。

さらに、地域の中で農産物直売や農産加工・販売等の活動が活発化してきているため、道の駅や農産物直売所等を利用した多様な農業経営の展開を図る。

また、営農を再開した地域では、地域計画の作成の推進・支援と並行して集落営農など新たな地域営農システムの構築を推進し、担い手等による管理耕作などから発展し、持続的な営農の展開に向けた品目の導入を図る。

(3) 県南地方

標高差等の多様な自然条件と首都圏に近接する立地条件を生かした、稲作、野菜、果樹、花き生産の他、畜産も盛んで、多様な農業が行われている。これらの生産振興を通して、効率的かつ安定的な経営を育成し、地域の農業基盤の強化を図る。

このため、各種助成制度等を活用しながら担い手となる認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を図るとともに、企業等の農業参入の促進や法人経営体の育成等により、活力ある担い手を育成する。併せて、家族経営協定等を契機とした、女性や後継者等の積極的な経営参画を促進する。

また、地域計画の作成を推進・支援しながら農地中間管理事業等を積極的に活用し、地域における農用地の利用集積による経営基盤の強化及び集落営農等の拡大や機能の充実を進め、地域計画に位置付けられた経営体等の経営発展を図る。

生産面では、水稻の直播栽培等による省力化技術の普及拡大を進めるとともに、飼料用米やWCS用稲の作付等により水田や有機性資源を有効に活用する耕畜連携を進める。

また、県南地方の主要作物であるトマト、ブロッコリー、きゅうり、いちご、日本なし、鉢花等の産地育成に努め、GAPの認証取得や環境保全型農業による農産物のブランド化等を進める。中山間地域では、畜産の自給飼料生産を進めるとともに、冷涼な気候を活用した園芸作物の産地化を図る。

(4) 会津地方

地域計画の作成の推進・支援と連動させ、新規認定農業者の掘り起こしや、新規参入等の新規就農者の確保・育成を進め、地域農業の担い手を確保する。

水稻は会津米としてブランドを確立しており、地域の生産基盤の強化を図るため、スマート農業等先端技術の導入による規模拡大、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、農業経営・就農支援センターと連携した担い手の法人化の推進を進める。

具体的には、平坦地域では、水稻を基幹として、大豆、麦、そば等の土地利用型作物、アスパラガス等の野菜や花き・果樹等園芸作物、並びに畜産との組合せにより、収益性の高い複合経営を確立する。特に稲作については、高品質米生産によりブランド力をさらに高めるとともに、スマート農業等先端技術の活用、カントリーエレベーターやライスセンター等共同利用施設の利用及び導入促進を図り、規模拡大と省力・低コスト生産を目指す。

中山間地域については、地域農業を維持するため集落営農組織、農業法人等の担い手への農用地利用集積による稲作経営の効率化を進める。また、地域性を生かした特色ある野菜、花き産地の維持・発展を図るとともに、地域特産物等を活用した6次化の取組を進める。

(5) 南会津地方

農業者の高齢化が急速に進み担い手不足が進行しているため、地域の担い手として位置づけられた認定農業者、認定新規就農者等を中心とした地域計画の作成の推進・支援を行い、新規就農希望者の受入や新規就農者のサポート体制を強化し、認定新規就農者や定年帰農者等の認定農業者への誘導などにより、地域農業の担い手の確保・育成を図る。

また、地域内の合意形成を基本に集落営農の確立を進める。

夏季の冷涼な気候を活用したトマト、アスパラガス、リンドウ、宿根カスミソウ等を中心とした野菜、花きについては、基本技術の徹底や環境に配慮した生産等の推進により産地の維持を図る。

水稻については地域の大規模経営体への農地の集約やGAPの認証取得の推進、中山間地向け品種導入による収量向上に努める。

特に、基盤整備実施地区では、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積や高収益作物の導入を図り、大規模経営体が育つ営農環境を整備する。

(6) 相双地方

東日本大震災と原子力災害により全域が大きな影響を受けているため、地域の実情に配慮した営農の再開に向けた取組を推進する。

避難指示解除後、営農可能となった地域では、地域計画の作成の推進・支援を行うとともに、その実現に向けて、集落営農など新たな地域営農システムの構築により将来の担い手の確保を図り、管理耕作等の取組から発展して、持続的な営農の展開に向けた品目の導入検討を推進する。

また、津波被災地域では、ほ場整備事業の進展と連動して地域計画の作成の推進により担い手の明確化を図り、農用地利用改善団体の設立誘導とあわせて農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地の利用集積を図る。さらに持続的な農業の実現を見据えて、園芸作物等の導入を図り産地化を推進する。

営農が継続されている地域では、認定農業者、認定新規就農者等の意欲ある担い手を中心として地域の状況に応じた主食用米や飼料用米の栽培のほか、麦、大豆の団地化、園芸作物や畜産等の産地化に向けた推進を図る。

さらに、これらの栽培推進に当たっては、スマート農業技術等の省力化技術の普及を図り、担い手の規模拡大と効率的な生産体制の構築を図る。

(7) いわき地方

年間を通じて温暖・多照である気象条件を生かした施設園芸の振興により、野菜及び花きを基幹とした複合経営の育成を図る。

市街地近郊産地では、新たな需要開拓と先進的な技術を駆使した野菜等の園芸産地育成を図り、中山間地域においては、冷涼な気象条件を生かした野菜、花き等の園芸作物、畜産の振興を図る。

地域農業の担い手として、多様な経営体の確保・育成を図りながら集落営農を推進するとともに、地域の実態に応じ、個別又は組織経営体の育成を図る。

また、農用地の有効利用を図るため、地域ごとの地域計画の作成を推進・支援するとともに農地中間管理事業等を積極的に活用して地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

さらに、園芸作物の作付を積極的に推進することにより地域の生産性向上を図る。

東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた沿岸地域においては、ほ場の大区画化に伴う、担い手への農用地の利用集積をさらに進める。

★第2経営指標における用語の見直しは「おおむね5年ごとの修正（次回はR7）」時に検討することとしたい。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現在本県で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標について、これを示すと次のとおりである。

〈地方別経営類型の設定条件〉

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る各経営類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。
- 2 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人を基本とした。
- 3 「集落営農型」は、集落営農を推進している地域において、「組織経営体」が担い手として位置付けられている経営を想定した。
なお、「集落営農型」と「組織経営体」を特に区別していない地方においては、「組織経営体・集落営農」と表記した。
- 4 営農類型の表記は、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」と表記した。
- 5 経営類型は、「福島県農業経営（生活）計画策定指標（平成12年12月福島県農林水産部農業経営指導課作成）」等を基礎に令和元年度現在の各地域の現状を踏まえ策定した。

1 地方別経営類型

地方名	県北
-----	----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲 (移植) 水稲 (移植・飼料用米)	1,800 a 1,200 a
2	水稲	水稲 (移植) 水稲 (作業受託) 水稲 (飼料用米)	2,000 a 1,000 a 2,000 a
3	野菜	きゅうり (促成) きゅうり (抑制)	30 a 30 a 購入苗
4	野菜	きゅうり (トンネル栽培) きゅうり (遅まき栽培) ねぎ (秋冬)	25 a 15 a 20 a きゅうり(トンネル栽培):4月播種 きゅうり(遅まき栽培):6月播種 ねぎ:チェーンポット利用
5	野菜	きゅうり (長期雨よけ) にら (秋冬)	20 a 20 a きゅうり:無加温栽培、購入苗利用 にら:無加温栽培
6	野菜	きゅうり (半促成) きゅうり (抑制) しゅんぎく (秋冬)	25 a 20 a 5 a きゅうり:無加温栽培、購入苗利用 きゅうり:無加温栽培、購入苗利用 しゅんぎく:きゅうりの後作での無加温栽培
7	野菜	アスパラガス (施設) にら (秋冬)	40 a 20 a アスパラガス:堆肥多投入による多収栽培、小型選別機利用 にら:無加温栽培
8	果樹	もも かき (あんぼ柿)	120 a 30 a もも:早生種30a、中生種60a、晩生種30a、性フェロモン剤利用 かき:原料柿13,500kg購入
9	果樹	ぶどう (露地) もも	60 a 60 a もも:中生種、性フェロモン剤利用
10	果樹	おうとう もも りんご	10 a 50 a 40 a りんご、もも:性フェロモン剤利用
11	果樹	りんご もも	80 a 50 a りんご、もも:性フェロモン剤利用
12	花き花木	小ギク (露地) 枝物 (サクラ)	90 a 100 a
13	酪農	酪農(ストール) 牧草	40 頭 1,200 a 酪農:つなぎ飼い方式 牧草:永年生牧草
14	肉用牛	肉用牛 (繁殖) 牧草	40 頭 400 a 牧草:永年生牧草
15	複合経営	いちご (促成) もも	20 a 90 a もも:中生種60a、晩生種30a、性フェロモン剤利用

地方名	県 中
-----	-----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲 (移植) 1,000 a 水稲 (移植・飼料用米) 800 a 水稲 (作業受託) 600 a	水稲(移植)品種:コシヒカリ600a、天のつぶ400a 水稲(移植・飼料用米):ふくひびき 水稲(作業受託):3作業受託
2	水稲 (組織経営体・ 集落営農)	水稲 (移植) 3,200 a 水稲 (直播) 1,700 a 水稲 (飼料用米) 500 a 大豆 2,000 a	水稲(移植):コシヒカリ12ha、ひとめぼれ9ha、天のつぶ11ha 水稲(直播):湛水直播、カルパーコーティング 水稲(飼料用米):ふくひびき
3	水稲(組織経営 体)(中山間)	水稲(移植) 1,700 a 水稲(飼料用米) 1,300 a 水稲育苗販売 10 a 水稲(作業受託) 2,000 a	水稲(移植) 水稲(飼料用米) 水稲(育苗箱販売 4,444枚) 水稲(作業受託):秋作業
4	工芸作物+水稲 (中山間)	葉たばこ 150 a 水稲 (移植) 300 a 水稲 (作業受託) 700 a	葉たばこ:共同育苗 水稲(移植) 水稲(作業受託):秋作業
5	野菜	きゅうり (半促成) 30 a きゅうり (抑制) 30 a きゅうり (露地) 30 a	きゅうり(露地):4月播種、共同選果 補助従事者2人
6	野菜	にら (秋冬) 20 a きゅうり (防虫ネット) 30 a 水稲 (作業委託) 90 a	きゅうり:防虫ネット栽培、共同選果
7	野菜	にら (秋冬) 20 a なす (露地) 30 a 水稲 (作業委託) 110 a	なす:2月上旬播種購入苗 補助従事者1.5人
8	野菜+水稲	アスパラガス (施設) 60 a アスパラガス (露地) 30 a 水稲 (移植) 300 a 水稲 (作業受託) 400 a	アスパラガス:パッケージセンター利用 水稲(作業受託):3作業受託
9	野菜+水稲 (中山間)	水稲 (移植) 300 a トマト (雨よけ) 40 a 水稲育苗販売 5 a	トマト:共同育苗、共同選果 水稲(育苗箱販売 2,222枚)
10	野菜+水稲 (中山間)	ねぎ (夏秋) 100 a ねぎ (秋冬) 100 a 水稲 (移植) 300 a 水稲 (作業受託) 700 a	ねぎ:JA育苗 水稲(移植) 水稲(作業受託):秋作業
11	果樹	りんご 200 a もも 100 a	りんご:ふじ、性フェロモン剤利用 もも:あかつき、性フェロモン剤利用
12	果樹	ぶどう 80 a 日本なし 120 a	ぶどう:あづましずく等新短梢栽培 日本なし:幸水20a、性フェロモン剤利用 日本なし:豊水・あきづき等100a、性フェロモン剤利用
13	花き花木	新テッポウユリ 60 a ユキヤナギ 80 a	

No.	営農類型	経営規模		生産方式
14	酪農	酪農 牧草	40 頭 300 a	酪農(つなぎ飼い方式)
15	酪農	酪農 牧草	100 頭 500 a	酪農(フリーストール方式)
16	肉用牛	肉用牛 (肥育)	100 頭	肉用牛(肥育):黒毛和種、不断給餌
17	肉用牛 (中山間)	肉用牛 (繁殖) 牧草 水稲 (直播・WCS用稲)	70 頭 250 a 400 a	水稲(直播・WCS用稲):湛水直播、鉄コーティング
18	複合経営 (中山間)	トマト (雨よけ)(転作) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	40 a 200 a 1,000 a	トマト:高冷地、4月上旬播種、購入苗、共同選果 水稲(移植) 水稲(作業受託):3作業受託
19	複合経営 (中山間)	ピーマン (露地) ブロッコリー (春) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	30 a 50 a 300 a 700 a	ピーマン:共同育苗、共同選果、ソーラー自動灌水 水稲(移植) 水稲(作業受託):秋作業
20	複合経営 (中山間)	リンドウ (露地)(転作) 水稲 (移植) 水稲 (作業受託)	55 a 300 a 700 a	リンドウ:露地(7~9月出荷) 水稲(移植) 水稲(作業受託):秋作業

地方名	県南
-----	----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲 (移植) 1,700 a 水稲 (作業受託) 900 a 水稲 (直播・飼料用米) 1,000 a	水稲(直播・飼料用米): 湛水直播、鉄コーティング
2	水稲 (組織経営 体・集落営 農)	水稲 (移植) 2,000 a 水稲 (直播) 500 a 水稲 (直播・飼料用米) 2,000 a	水稲(直播): 湛水直播、鉄コーティング 水稲(直播・飼料用米): 湛水直播、鉄コーティング
3	野菜	トマト (夏秋) 40 a ブロッコリー (春まき) 80 a ブロッコリー (秋まき) 80 a 水稲 (移植) 300 a	トマト: 共同育苗・共選 水稲: 育苗、収穫・乾燥・調製作業は委託
4	野菜	いちご (促成) 30 a 水稲 (移植) 300 a	水稲: 育苗、収穫・乾燥・調製作業は委託
5	野菜+水稲	きゅうり (露地) 30 a ブロッコリー (春まき) 100 a ブロッコリー (秋まき) 100 a 水稲 (移植) 300 a	きゅうり: 共同育苗・共選
6	果樹	日本なし 110 a りんご 100 a	日本なし: 幸水60a、豊水50a、性フェロモン剤利用 りんご: ふじ100a、性フェロモン剤利用
7	花き花木	シクラメン (秋冬出荷) 40 a 花壇苗 30 a	花壇苗(春2.2回転)
8	酪農	酪農 100 頭 牧草 1,200 a 青刈りとうもろこし 1,000 a 牧草 (裏作) 1,000 a	酪農: フリーストール 牧草(裏作): イタリアンライグラス
9	肉用牛	肉用牛 (繁殖) 50 頭 水稲 (移植) 400 a 牧草 200 a	牧草: イタリアンライグラス、水田転作

地方名	会津
-----	----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲単作 (大規模経営) (※1)	水稲 (移植・天のつぶ) 1,500 a 水稲 (作業受託) 500 a 水稲(移植・コシヒカリ密苗) 1,500 a 水稲(備蓄米密苗) 1,500 a	高密度播種技術導入(※2) 高密度播種技術導入
2	水稲+大豆・そば (組織経営体)	水稲 (直播) 1,300 a 水稲 (直播・作業受託) 500 a 大豆 700 a そば 500 a	水稲(直播):湛水直播、カルパーコーティング 水稲:エコファーマーによる栽培
3	野菜+水稲 (中山間)	トマト (雨よけ) 65 a 水稲 (移植) 700 a	トマト:雨よけ栽培 水稲:天のつぶ
4	野菜+水稲	ミニトマト (夏秋雨よけ) 50 a 水稲 (移植) 500 a 水稲 (移植・備蓄米) 300 a	ミニトマト:雨よけ栽培 水稲(移植):エコファーマーによる栽培
5	果樹	りんご 120 a もも 50 a おうとう 30 a	りんご:わい化栽培、ふじ もも:あかつき おうとう:佐藤錦
6	果樹+水稲	かき 140 a りんご 100 a ぶどう 10 a 水稲 (移植) 500 a	かき:会津身不知 りんご:わい化栽培、ふじ 水稲育苗ハウス利用による大粒系品種の栽培 水稲・コシヒカリ、高密度播種
7	花き花木	トルコギキョウ (半促成) 15 a トルコギキョウ (季咲き) 15 a トルコギキョウ (抑制) 10 a ストック (年内切り) 20 a	
8	花き花木	宿根カスミソウ (据え置き) 30 a 宿根カスミソウ (6~7月定植) 50 a 宿根カスミソウ (3~4月定植) 20 a	
9	肉用牛+水稲	肉用牛 (肥育) 130 頭 水稲(移植) 500 a	肥育 水稲:コシヒカリ
10	野菜+水稲	アスパラガス (施設) 60 a 水稲 (移植) 900 a	アスパラガス:半促成長期どり栽培 水稲:コシヒカリ、共同播種、高密度播種
11	野菜+水稲	きゅうり (雨よけ) 30 a 水稲 (移植) 500 a 水稲 (移植・備蓄米) 300 a	きゅうり:雨よけ栽培 水稲:コシヒカリ

(※1)大規模経営:主たる従事者2名、補助従事者4名を想定

(※2)高密度播種:密苗、密播のこと

地方名	南 会 津
-----	-------

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲（移植） 1,200 a 水稲（作業受託） 800 a そば（畑作） 1,500 a そば（転作） 700 a	水稲:エコファーマーによる栽培 そば:散播、機械化体系
2	野菜	アスパラガス（施設） 100 a アスパラガス（露地） 40 a	アスパラガス(施設):4~9月収穫 アスパラガス(露地):5~9月収穫
3	野菜	トマト（雨よけ4月播き） 60 a	トマト:4月播種、7~10月収穫
4	花き花木	リンドウ（露地） 180 a	極早生40a:2年目以降6月下旬から7月中旬出荷 早生50a:2年目以降7月下旬から8月中旬出荷 彼岸50a:2年目以降9月上旬から9月下旬出荷 晩生40a:2年目以降10月上旬から10月下旬出荷
5	花き花木	宿根カスミソウ（4~5月定植） 30 a 宿根カスミソウ（6~7月定植） 70 a 宿根カスミソウ（据え置き） 40 a	宿根カスミソウ(4~5月定植):7~8月中旬出荷、雨よけ栽培 宿根カスミソウ(6~7月定植):8月中旬~11月出荷、雨よけ栽培 宿根カスミソウ(据え置き):6~7月出荷、雨よけ栽培

地方名	相 双
-----	-----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲(移植・主食用米) 2,200 a 水稲(直播・飼料用米) 800 a	水稲(移植・主食用米):高密度播種育苗(※) 水稲(直播・飼料用米)
2	水稲 (組織経営体・ 集落営農)	水稲(移植) 2,500 a 水稲(直播・飼料用米) 4,000 a 大豆 1,500 a 小麦 2,000 a	水稲(移植・主食用米):高密度播種育苗 水稲(乾田直播・飼料用米)
3	野菜+水稲	かぼちゃ(露地) 100 a ブロッコリー(秋冬) 700 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	ブロッコリー(秋冬):露地 水稲(移植):高密度播種育苗
4	野菜+水稲	ねぎ(夏秋) 50 a ねぎ(秋冬) 110 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	ねぎ(夏秋):転作 ねぎ(秋冬):機械化体系、転作 水稲(移植):高密度播種育苗
5	野菜+水稲	にら(秋冬) 40 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	にら(秋冬):施設栽培(パイプハウス) 水稲(移植):高密度播種育苗
6	野菜+水稲	ミニトマト(施設) 35 a 春菊 35 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	ミニトマト(施設) 春菊:施設栽培(パイプハウス) 水稲(移植):高密度播種育苗
7	野菜+水稲	タマネギ(秋植え) 600 a 水稲(移植) 1,500 a	タマネギ:機械化体系 水稲(移植):高密度播種育苗
8	果樹	日本なし 180 a ぶどう 20 a	日本なし:幸水50a、豊水60a、あきづき30a、新高40a ジョイント栽培20%導入、性フェロモン剤利用 ぶどう:あづましずく20a
9	花き+水稲	トルコギキョウ 35 a ストック 35 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	トルコギキョウ:8月出荷 ストック:3月出荷 水稲(移植):高密度播種育苗
10	花き	宿根カスミンソウ 30 a 30 a 35 a	宿根カスミンソウ(4~5月定植) 宿根カスミンソウ(6~7月定植) 宿根カスミンソウ(据え置き)
11	酪農	酪農 50 頭 飼料作物(牧草) 1,000 a	酪農
12	肉用牛(肥育) +水稲	肉用牛(肥育) 120 頭 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	肉用牛(肥育) 水稲(移植):高密度播種育苗
13	肉用牛(繁殖) +水稲	肉用牛(繁殖) 45 頭 飼料作物 500 a 水稲(移植) 250 a 水稲(作業受託) 600 a	肉用牛(繁殖) 水稲(移植):高密度播種育苗

◎相双地方の避難地域等における経営類型については、現時点での設定は困難であるため、基本構想における経営類型の設定は、必要に応じて各市町村と協議する。

(※)高密度播種:密苗、密播のこと

地方名	いわき
-----	-----

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲（移植） 600 a 水稲（直播・飼料用米） 500 a 水稲（作業受託） 1,100 a	水稲（直播・飼料用米）：湛水直播、鉄コーティング
2	野菜	トマト（周年） 30 a 水稲（移植） 150 a 水稲（直播・飼料用米） 60 a	トマト：購入苗、共同選果 水稲（移植）：カントリーエレベーター利用 水稲（直播・飼料用米）：湛水直播、鉄コーティング
3	野菜	いちご（促成、養液） 40 a 水稲（移植） 150 a 水稲（直播・飼料用米） 60 a	いちご（促成、養液）：高設栽培 水稲（移植）：カントリーエレベーター利用 水稲（直播・飼料用米）：湛水直播、鉄コーティング
4	野菜	ねぎ（夏秋） 100 a ねぎ（秋冬） 150 a 水稲（移植） 100 a 水稲（直播・飼料用米） 100 a	ねぎ（夏秋、秋冬）：ポット苗、定植機利用 水稲（移植）：カントリーエレベーター利用 水稲（直播・飼料用米）：湛水直播、鉄コーティング
5	果樹	日本なし 210 a 水稲（直播・飼料用米） 200 a	日本なし：共同選果、幸水80a、豊水80a、新高50a、性フェロモン剤利用 水稲（直播・飼料用米）：作業委託、湛水直播、鉄コーティング
6	花き花木	シクラメン 40 a 花壇苗 10 a カーネーション 30 a	花壇苗：春2回出荷
7	肉用牛	肉用牛（繁殖） 80 頭 水稲（直播・WCS用稲） 150 a 牧草 200 a	肉用牛（繁殖）：つなぎ飼い方式、稲WCS給餌 水稲（直播・WCS用稲）：作業委託、湛水直播、鉄コーティング

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	<p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>ア 水稻</p> <p>(ア) 生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。 また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、ICT等の先端技術の導入を進める。</p> <p>(イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、ICT等の先端技術や、地域条件に適した品種を導入する。 また、カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設の利用を推進する。</p> <p>(ウ) 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。</p> <p>(エ) 加工用米、飼料用米、WCS用稲、備蓄米等の非主食用米の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。</p> <p>イ 大豆・そば・麦類</p> <p>(ア) 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。</p> <p>(イ) 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。</p> <p>ウ 野菜</p> <p>(ア) 個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。</p> <p>(イ) 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。</p> <p>(ウ) 加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。</p> <p>エ 果樹</p> <p>(ア) おうとう及びぶどうの大粒種では、雨よけ施設の普及・拡大を進める。</p> <p>(イ) もも、りんご、なしでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(ウ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんご等の樹種では低樹高栽培、日本なしではジョイント仕立て、また人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。</p> <p>(エ) 担い手の経営規模の拡大に向けて、雇用労力の確保を支援するとともに、農地の有効活用と集積を推進する。</p>
------	--

- (オ) 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。

オ 花き・木

- (ア) 生産拡大に向けて、大規模園芸施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。
- (イ) 需要に応じた生産を進めるため計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を促進する。
- (ウ) 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入や農業クラウド等のICTを活用した省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。

カ 工芸作物・特産物・養蚕

- (ア) 葉たばこは、高架式作業機やコンパクト乾燥室等の導入により、作業の省力化を進める。
- (イ) こんにゃく・おたねにんじん等は、地域に適した品種の導入と省力化のための高能率管理機の整備により、安定的な経営を進める。
- (ウ) 養蚕は、園芸作物等を組み合わせ、安定的な複合経営の確立を進める。

キ 畜産

- (ア) 大規模酪農経営では、牛群検定成績を活用した生乳生産を進めるとともに、自動給餌システムやフリーストール・ミルクングパーラー方式、搾乳ロボット等の導入により省力化を進める。
- (イ) 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。
- (ウ) 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用による飼料生産の効率化を図る。
- (エ) 耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る。
- (オ) 良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利活用を促進し、有機性資源の循環を図る。

ク 菌茸

- (ア) しいたけの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。
- (イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。

ケ 共通

- (ア) 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。
- (イ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。

	<p>また、機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る。</p> <p>(ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(エ) 放射性物質の吸収抑制対策の実施や農産物の放射性物質濃度の把握等により、放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避する。</p> <p>(2) ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大</p> <p>ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進める。</p> <p>イ 農地中間管理事業の活用や土地利用調整等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。</p> <p>ウ ロボット技術やICTの活用により省力化を図る。</p>
経営管理の方法	<p>(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。</p> <p>また、青色申告を実施する。</p> <p>(2) 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</p> <p>(3) 家族経営については、経営を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。</p> <p>(4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</p> <p>(5) 経営体に対しては、積極的にGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。</p> <p>(6) 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。</p> <p>(7) 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。</p>
農業従事の態様	<p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</p> <p>ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>エ 酪農経営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。</p> <p>イ 作業環境の改善、作業姿勢の改善など、労働環境を整備する。</p> <p>ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>

3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本県における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、次代の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。

- (1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、個別の担い手の確保が困難な地域においては、担い手となる集落営農組織、さらに農作業受託組織やJA出資型法人や参入企業など多様な経営体を育成する。
- (2) 次代の農業を担う新規就農者については、本県農業の魅力や就農支援のPR、就農相談会の開催や雇用就農希望者を対象とした農業法人等での研修やマッチング等を実施し、県内外から就農者を確保する。また、就農希望者や就農間もない農業者等を地域全体でサポートする体制づくりを進めるとともに、経営管理や技術習得のための研修制度の充実を図り、円滑な就農と定着を促進し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。
- (3) 地域をけん引する発展的な経営体の育成については、意欲的な農業者や集落営農組織の法人化を促進し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を進めるとともに、スマート農業技術等の導入による効率化や安定的な雇用を確保するための労働力補完システムの確立を推進する。
- (4) 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体については、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための組織等に対し、集落営農組織への発展や参画を誘導するなど、地域農業を担う者の確保・育成を推進する。

2 農業経営・就農支援センターの運営方針及び体制

法第 11 条の 11 の規定に基づき、福島県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）を設置し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農希望者の相談・情報提供、市町村への紹介等を行うこととする。なお、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）は、県の委託により、センターの事務局機能を担うものとする。

(1) 運営方針

就農及び経営相談の窓口を一本化し、ワンストップで支援する体制を整備することにより、就農から定着、農業経営の安定から発展までの各ステージに応じた継続的な支援を効率的かつ効果的に実施し、次世代を担う新規就農者の安定的な確保、定着を図るとともに、本県農業を担う効率的かつ安定的な経営を育成する。

(2) 業務

本県農業をけん引していく担い手の確保・育成を図るため、主に以下ア～エの業務を行う。

ア 就農及び経営改善等の総合的な相談窓口対応

イ 新規就農者の確保・育成及び定着に向けた情報の提供、関係機関・団体との一体的な伴走支援

ウ 各地域における新規就農者の受入体制の構築支援

エ 農業経営の改善、農業経営の法人化や集落営農組織の設立・法人化等に関する相談対応や専門家派遣などの総合的な伴走支援及び啓発活動

(3) 体制

県農業担い手課、公社、一般社団法人福島県農業会議及び福島県農業協同組合中央会は、ワンフロアに常駐し、相談窓口対応、相談内容に応じた提案や専門家の派遣、各種研修会の開催等を一元的に行う。

また、福島県担い手育成総合支援協議会、JA福島担い手サポートセンター、福島県農業共済組合、福島県土地改良事業団体連合会、うつくしまふくしま農業法人協会、福島県指導農業士会、株式会社日本政策金融公庫、ふくしま農山漁村発イノベーションセンター（ふくしま地域産業 6 次化サポートセンター）、商工系 3 団体（福島県よろず支援拠点、一般社団法人福島県中小企業診断協会、福島県中小企業団体中央会）、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益財団法人福島相双復興推進機構が相互に連携し、総合的な伴走支援を行う。

なお、各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所にサテライト窓口を設置し、相談への対応を行うとともに、市町村、農業委員会及び農業協同組合等と連携し、新規就農者等の受

入体制の整備や新規就農者等の農業を担う者に対する支援を行う。

3 県が主体的に行う取組

(1) 支援体制の整備

農業を担う者を幅広く確保・育成するため、センターを設置・運営する。また、本県の農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して情報発信を行う。また、農林事務所に相談窓口を設置し、就農や経営相談への対応や地域での支援を円滑に行うとともに、関係機関・団体と連携し、各地域における新規就農者等の受入体制の整備を支援する。

(2) 新規就農者の確保、定着・発展支援

本県の魅力発信と新規就農者の確保に向けて、関係機関・団体と連携しながら就農フェア等を開催するとともに、新規就農者の確保に産地等が一体的となって取り組めるように活動を支援する。

さらに、新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の周知及び国等の支援の活用を働きかける。

(3) 認定農業者の確保・育成

認定農業者を確保するため、市町村と連携し認定農業者制度について周知を図り、新規認定の誘導等を行う。また、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう農林事務所は、巡回指導等を行うとともに、センターと連携して経営課題の解決に向けた支援を行う。

(4) 教育施設での教育・研修

農業短期大学校（アグリカレッジ福島）において、施設機能や実践的なカリキュラムの充実を図るとともに、需要に即した研修制度を構築し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。

4 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方

(1) 農業経営・就農支援センター

就農及び経営改善等の総合的な相談窓口として、市町村や関係機関・団体、産地等と緊密に連携しながら、情報を共有した上で就農希望者や農業を担う者に対し、効率的に支援を実施する。

(2) 市町村

就農希望者等の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上で相談対応等のサポートを行う。

また、法第6条に基づく各市町村の基本構想において「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を示し、青年等就農計画の認定を行うとともに、関係機関・団体の緊密な連携の下に、地域の実情に応じた支援体制の整備と具体的な施策の推進に努める。

特に、地域計画において、農業を担う者として位置づけられた新規就農者に対しては、青年等就農計画の作成誘導、計画の目標達成に向けた支援に取り組む。

また、担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な過疎・中山間地域においては、多面的で公益的な機能を維持し地域の活性化を図るため、UJIターン者等の就農を支援する。

認定農業者を確保するため、認定農業者制度について周知を図り、農業経営改善計画の新規認定や再認定の誘導等を行う。

(3) 農業関係団体

ア 公社は、センターの事務局機能を担う。また、農地中間管理機構の機能を有することから、市町村や農業委員会と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援するとともに、就農準備金等を活用した新規就農者の確保・定着を図る。

イ 市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

ウ 一般社団法人福島県農業会議は、市町村農業委員会の活動に協力するとともに、農業経営の改善や法人化等を支援する。

エ 福島県担い手育成総合支援協議会は、地域協議会や関係団体、市町村と連携し、集落営農の組織化や法人化等を支援する。

オ JAグループ福島は、生産技術習得の場づくりや生産物の安定した販売先の確保、関係機関による受入体制整備の支援、農業労働力確保や法人化等に向けたサポートを行う。

カ 福島県農業共済組合は、自然災害や農産物の価格の低下などの経営リスクに備える収入保険の加入推進等により、安定した農業経営の確立を支援する。

キ 福島県土地改良事業団体連合会は、効率的な農地利用を推進するため、農業者に対し、土地改良事業等に関する情報提供を行う。

ク うつくしまふくしま農業法人協会は、法人化を希望している農業者等に対し、安定的な農業経営を実践するための助言等を行う。

ケ 福島県指導農業士会は、地域のモデルとなる農業者として、青年農業者の育成を支援する。

コ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、浜通り等 15 市町村への企業参入に関する相談窓口及び支援を行う。

公益財団法人福島相双復興推進機構は、被災 12 市町村への企業の農業参入に関する支援を行う。

(4) その他団体

ア 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする認定農業者や経営を開始する認定新規就農者等を、各種融資制度や情報提供等により支援する。

イ ふくしま農山漁村発イノベーションセンター（ふくしま地域産業6次化サポートセンター）、商工系3団体（福島県よろず支援拠点、一般社団法人福島県中小企業診断協会、福島県中小企業団体中央会）は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、経営診断や中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。

5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

センター、市町村・農業委員会、農林事務所、農業協同組合は相互に情報を提供し、就農希望者や農業を担う者に対する情報提供、支援等を円滑に実施する。なお、センターは総合相談窓口として、情報を一元的に管理し、必要な情報を関係機関・団体と共有する。

(1) 農業経営・就農支援センター

就農希望者、就農を受け入れる農業者等、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて研修先や就農先を調整し、市町村の担当者等に紹介する。

また、市町村から提供を受けた就農受入や営農・生活等に関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく発信する。

経営改善に係る支援要望や認定農業者の経営改善状況等の情報を収集し、効率的な支援につなげる。

(2) 市町村・農業委員会

区域内の就農受入組織（地域協議会、JA等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報をセンターが指定する様式で整理し、センターと共有するとともに、就農希望者への情報発信等を行う。併せて、必要に応じ、就農希望者等のための農地や機械・施設、住居などに関する情報の収集・整理に取り組む。

(3) 農林事務所

新規就農者等農業を担う者の総合的な支援を行う指導体制を整備し、センターと連携の上、市町村等と連携し、就農希望者のその後の研修・調整・定着状況を随時把握し、必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合は、必要に応じて市町村等との調整を行う。

また、青年等就農計画及び農業経営改善計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導・助言を行うとともに、計画達成に向けて支援する。

(4) 農業協同組合

組合員等からの営農や経営相談に対応するとともに、市町村等と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県、市町村及びセンターと情報を共有し、新規就農希望者等とのマッチングを行い、円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げる農業経営を地域において育成した場合、これらの農業経営を営む者が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。

このことから、県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸として、県、市町村、農業会議等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯ほの状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。

地 方	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標（注1）
県北地方	75%
県中地方	70%
県南地方	71%
会津地方	85%
南会津地方	72%
相双地方	77%（注2）
いわき地方	68%
福島県	75%以上

（注1）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び農作業受託面積（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作

業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。)の合計面積。)の割合の目標である。

(注2) 相双地方については、営農が行われている地域(営農再開地域も含む)の目標とし、避難地域等においては、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、各市町村と別途協議する。

(注3) 県「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の目標に沿って、目標年次は令和13年度末、県計の面積割合の目標は75%以上とする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示すこれらの農業経営を営む者が地域の農用地利用に占める面積の割合の目標を達成するためには、それぞれの地域において、平成30年度末の農用地の利用集積面積を基準として次に示す程度に拡大する必要があり、従来にも増して積極的な取組が必要である。

県北地方	2. 4倍 (7,571.5ha→17,800ha)
県中地方	2. 3倍 (10,851.1ha→25,400ha)
県南地方	2. 2倍 (5,298.5ha→11,800ha)
会津地方	1. 8倍 (14,945.3ha→26,300ha)
南会津地方	2. 0倍 (1,375.3ha→2,700ha)
相双地方	2. 4倍 (6,874.7ha→16,300ha) (※)
いわき地方	3. 1倍 (1,737.7ha→5,300ha)
(福島県	2. 2倍 (48,654.1ha→105,600ha))

(※) 相双地方については、営農が行われている地域(営農再開地域も含む)の目標とし、避難地域等においては、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、各市町村と別途協議する。

このため、県は、関係各課、農林事務所、家畜保健衛生所、農業関係試験研究機関等と連携して、県内の推進体制を整備するとともに、一般社団法人福島県農業会議、福島県農業協同組合中央会、農業協同組合、農業共済組合、公社、福島県土地改良事業団体連合会、土地改良区等の関係機関・団体や市町村、農業委員会との連携の下に、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業をはじめとして、地域計画推進事業、農用地利用改善事業等を積極的に活用し、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度の推進を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、市町村等と連携し、

当初計画の達成状況を点検するとともに、その経営のさらなる発展に資するため、新たな計画作成の支援や経営課題に応じた支援等を重点的に行う。

(1) 地域計画推進事業については、地域の話合いに基づき、第2で示すような経営類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業を通じて農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

ほ場整備実施地区においては、利用権設定を中心に農作業受委託を組み合わせながら担い手への農用地の利用集積を促進し、経営体の規模拡大を図る。

また、ほ場条件が未整備であることや担い手不足から土地利用型農業を主体とする経営体の育成が困難である地域においては、生産組織の育成等を図りつつ農作業受委託を中心に効率的な作業単位の形成を進めるとともに、個別の担い手については複合化を通じた経営発展を図る。

(2) 農用地利用改善事業については、地域の話合いによる地域計画の作成及び見直しを通じ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の設立と活動を支援する。

また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、遊休農地の発生防止を含めた有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立及び特定農用地利用規程に農地中間管理事業の利用に関する事柄を定め、担い手への農用地の集積・集約を推進する。

(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的かつ効果的な実施を図る。

(4) 地域における支援機能の強化を推進するため、農林事務所は、市町村等地域の関係機関・団体との連携を図るとともに、地域の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な農業者、高齢農業者等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、地域段階における農業者の徹底した話合いや地域計画の作成及び見直しに関して支援を行う。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化及び農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成及び法人の設立・運営に向けた支援の強化等を図る。

(5) ほ場の大区画化と集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、農地整備事業等の積極的な導入と地域段階での土地利用調整を推進する。さらには換地を契機とした利用権の設定、農作

業受委託等の総合的推進等により地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

2 新規就農者等の確保に関する事項

近年の新規就農希望者は、就農前の経歴（就学歴・職歴等）、就農形態、就農年齢等が極めて多様化してきているため、就農啓発活動による新規就農希望者の裾野の拡大を図るとともに、多様な就農区分や就農形態に対応した円滑な就農を促進するための方策を積極的に講じる。

(1) 就農啓発活動

ア 義務教育段階の児童・生徒に対しては、農業体験学習等を通じた学校教育との連携に、農業・農村への理解を醸成する。

イ 高校生に対しては、オープンキャンパス等による農業短期大学校への誘導や指導農業士等が受け入れる農業体験の実施等により、地域農業への理解を促進するとともに、就農に対する意識を醸成する。

また、県内農業法人等の各種情報を収集・分析の上、提供し、雇用就農の機会を促進するとともに、新たに農業経営を開始しようとする者に対しては、先進農家や農業短期大学校等の長期研修制度を活用し、農業への理解を深めた上での就農を促進する。

ウ 高等教育課程（大学、短大、専門学校等）の学生に対しては、職業としての農業の魅力を発信するため、就農ガイドブックや農業法人の雇用事例の提供や相談会、見学会等の開催により、就農への理解を促進する。

エ 都市住民等に対しては、定住・二地域居住促進の取組の中で、農業・農村の役割や魅力を広く紹介することにより、その重要性への理解を促進する。

オ 定年帰農や他産業の退職者等に対しては、産地等の情報発信や研修会、相談会等により新規参入や雇用就農など就農形態への理解を深めた上で就農を促進する。

(2) 就農形態別確保方策

ア 自営による就農

(ア) 新規学卒者

計画的な新規学卒者の確保を図るため、農業高校生及び農業短期大学校生等で就農意欲の高い者や認定農業者等担い手の子弟等、具体的に候補者を絞った就農促進活動を展開し、青年等就農計画の作成支援等を通じて確実に就農へと誘導する。

(イ) U J I ターン者

認定農業者等担い手の子弟等を中心に、将来的な就農への意向を把握するとともに、継続的な情報提供、青年農業者との交流、体験研修への誘導等を通じて、就農へと誘導する。

(ウ) 新規参入者

センター等の就農相談活動により聴取した本人の意向等を踏まえ、生産現場での視察や体験研修による農業への理解促進や農業短期大学校等での研修等を通じた将来の営農ビジョ

ン策定支援、及び先進農家研修等による技術習得等を支援する。

また、関係機関・団体との連携の下に、研修生受入農家の情報整備や農地・住宅・施設等の遊休資源情報の収集・提供、及び新規参入者への遊休資源の継承等就農条件の整備を進め、円滑な就農を促進する。

イ 農業法人等への雇用就農

新規参入者を中心に農業法人等への雇用による就農が増加していることから、雇用者数の拡大のため農業法人等の経営発展を支援するとともに、センターによる就農相談や団体等有する無料職業紹介所機能により、農業法人等への就農希望者を対象とした雇用や研修受入の情報の提供に努め、円滑な就農を促進する。

また、就農に向けた心構えや就農するために必要な技術・資格の習得を支援する。

ウ その他

就農を希望する退職者等については、研修会等により農業経営への理解を深めるとともに、技術習得のために農業短期大学校や先進農家等での研修実施を誘導し、就農を促進する。

3 新規就農者等の育成に関する事項

就農区分や就農形態の多様化に対応するため、新規就農者等全体及び就農形態に応じた育成方を講じ、新規就農者等の経営目標の実現に向けて効率的かつ具体的な支援を行うことにより、担い手の育成・定着を促進する。

(1) 共通する育成方策

ア 明確な経営目標の設定支援

新規就農者が農業経営の担い手として成長するためには、明確な経営目標を設定し、その実現に向けて自己の経営管理能力や技術力を高めていくことが求められる。

そこで、就農5年後の自らの経営目標を明らかにした「青年等就農計画」の作成を支援し、常に目標達成を意識した農業経営の取組を普及指導員等が支援する。

イ 融資等の支援

「青年等就農計画」の認定を受けた新規就農者に対しては、農業経営開始にあたっての施設・機械の導入等に対し、各種融資制度等により支援する。

ウ 農業青年クラブ等の活動推進

同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、団体活動やプロジェクト活動への取組等を通して自己の視野を広げるとともに農業経営に必要な課題解決能力を養成する。

エ 指導農業士等先進農家との交流促進

新規就農者等が経営管理能力や栽培技術を習得し、地域農業のリーダーとなれるよう指導農業士等と連携した技術研修会等を開催し、資質向上を図る。

オ 農業経営改善計画作成への誘導

新規就農者が青年等就農計画の達成状況等から自己の経営目標の一層の向上を目指して農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(2) 就農区分別育成方策

ア 農業後継者の育成方策

就農直後から責任とやりがいを持って農業経営に取り組める環境を整備するため、家族経営協定の締結による新規就農者の農業経営への参画を促進する。

また、親の経営承継、親とは別部門での経営展開など経営方針の具体化により経営目標の実現に向けた取組を支援する。

イ 新規参入者の育成方策

市町村や農業協同組合等を中心に、地域全体で就農をサポートする体制を整備し、新規参入者と地域住民の円滑な交流を促進することにより、定着を支援する。

ウ 雇用就農者の育成方策

新たに雇用された就農者に対しては、雇用する農業法人等と連携し、技術習得、さらには運営管理手法の習得を支援し、継続的な雇用をめざす。また、将来、自営就農を希望する雇用就農者に対しては、雇用する農業法人等と連携し、独立に向けて支援する。

エ 就農支援方策

農業経営の規模拡大等には多額の投資が必要となるため、農地中間管理機構等の活用や農業経営を縮小する者が有する施設等の有効な活用方法など情報共有を促進し、新規参入者への継承を支援する。

4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公社は、農業経営の規模の拡大、農用地の面的集積その他農用地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に規定する事業を行う。

- (1) 農用地等を買って入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付を行う事業（農地売渡信託等事業）

- (3) 法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、(1)に掲げる事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- (4) (1)に掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を開始しようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

附 則

この基本方針は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。